

議第44号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「3,310円」を「3,370円」に改め、同項第2号中「6,730円」を「6,860円」に改める。

別表第1主競技場の項から第2会議室の項までを次のように改める。

主競技場	全面利用	入場料を徴収しない場合	22,000	16,760	33,520	25,140	47,140	36,660	102,660	78,560
		入場料を徴収する場合	74,380	57,610	108,950	82,760	149,800	117,330	333,130	257,700
		入場料を徴収しない場合	249,330	193,800	361,420	277,610	499,710	388,660	1,110,460	860,070
		入場料を徴収する場合	349,900	277,610	480,850	388,660	699,800	544,760	1,530,550	1,211,030
	半面利用 (1時間につき)	4,190	3,660	4,190	3,660	6,070	4,810			
補助競技場	全面利用	アマチュアスポーツ	6,070	4,810	9,000	7,220	12,570	9,630	27,640	21,660
		その他 (1時間につき)	3,030	2,400	3,030	2,400	3,660	3,030		
	部分利用 (1人1時間につき)	310		310		310				
旧 武 徳 殿		7,010	5,440	10,160	7,850	13,610	10,470	30,780	23,760	
弓 道 場	全面利用	6,070	4,710	8,800	6,800	12,040	9,420	26,910	20,930	
	部分利用 (1人1時間につき)	260	200	260	200	260	200			

相撲場		2,610	2,090	3,980	2,610	5,440	3,980	12,030	8,680
第1会議室	競技場と併用する場合	2,090		2,090		3,350		7,530	
	その他	3,350		4,710		5,440		13,500	
第2会議室	競技場と併用する場合	730		730		1,360		2,820	
	その他	1,360		2,090		2,610		6,060	

別表第1備考7中「16,450」を「16,760」に、「4,620」を「4,710」に、「24,680」を「25,140」に、「6,170」を「6,280」に、「36,000」を「36,660」に、「5,400」を「5,500」に、「77,130」を「78,560」に、「16,190」を「16,490」に、「3,600」を「3,660」に、「820」を「830」に、「4,730」を「4,810」に、「2,460」を「2,510」に、「7,090」を「7,220」に、「3,290」を「3,350」に、「9,460」を「9,630」に、「2,880」を「2,930」に、「21,280」を「21,660」に、「8,630」を「8,790」に、「5,340」を「5,440」に、「7,710」を「7,850」に、「10,280」を「10,470」に、「23,330」を「23,760」に改める。

別表第2備考以外の部分中

9,460	7,090	14,400	10,280
30,850	24,680	45,250	36,000
106,970	81,250	152,220	118,280
144,000	116,220	213,940	166,620
2,980	2,360	3,600	2,980
2,980	2,360	3,900	3,080
2,570	2,050	3,390	2,670
1,020	820	1,540	1,130
720		1,020	

を

1,330	1,740
200	410
510	820

9,630	7,220	14,660	10,470
31,420	25,140	46,090	36,660
108,950	82,760	155,040	120,470
146,660	118,380	217,900	169,710
3,030	2,400	3,660	3,030
3,030	2,400	3,980	3,140
2,610	2,090	3,450	2,720
1,040	830	1,570	1,150
730	1,040		
1,360	1,780		
200	410		
520	830		

に改め、同表備

考6中「7,090」を「7,220」に、「1,540」を「1,570」に、「10,280」を「10,470」に、「2,360」を「2,400」に、「820」を「830」に、

「2,980」を「3,030」に、「820」を

「830」に、「3,080」を「3,140」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市武道センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市武道センターの利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。